

専決処分について（港区立芝公園管理事務所新築工事請負契約の変更）

本件は、港区立芝公園管理事務所新築工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和8年8月3日

【変更内容】

- 契約金額 1億9,572万3,000円
 → 2億471万1,100円
 （898万8,100円増額します。）
- 工 期 契約締結の日の翌日から令和8年9月25日まで
 → 契約締結の日の翌日から令和8年12月25日まで

【変更理由】

①契約金額の増額

- ・ がれき等の地中障害物が確認されたことに伴い、新たに撤去工事を行ったため
- ・ 安全性の向上のため、ガラスの飛散防止フィルムの貼付並びに自動ドアの防護柵及びトイレ手洗い場の照明の設置工事を追加したため

②契約金額の減額

- ・ 地中にある既存の電気ケーブル等を再利用することとしたため
- ・ 男子トイレ及び女子トイレの大便器を壁掛式から床置き式に変更したため
- ・ 協定木材の使用箇所を不燃対応が不要な箇所に変更したことから、不燃処理をした木材の使用を取りやめたため

③工期延長

- ・ 石油由来の塗料、断熱材等について予定どおり調達することが困難になったことから、調達に必要な期間を確保したため

【契約の相手方】

港区新橋五丁目33番8号
株式会社長沼組東京支店

○当初契約を議決した議会
令和7年第4回定例会

【工事場所】

